

第17回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成31年1月25日（金）午後3時30分から午後5時15分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員

農業委員（5人）

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	1番	遠藤 文男
	3番	岡田 美由紀
	5番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員（4人）

田中 秀和
権田 数榮
小柳 昌幸
内藤 喜四郎

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員（1人）

吉水 隆

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第5条による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第2号 農用地利用配分計画案について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

事務局係長 五十嵐 文明

7 会議の概要

事務局 ただいまから第17回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。なお、農地利用最適化推進委員のうち吉水委員より欠席

の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、3番 岡田委員、4番 森山委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の五十嵐係長を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

・新潟県農業委員会大会

期日：11月22日(木)

場所：三条市 燕三条地場産業振興センター

出席者：

- ・農業委員 内藤会長、森山会長代理、遠藤委員、岡田委員、佐藤委員
- ・農地利用最適化推進委員 吉水委員、田中委員、権田委員、小柳委員、内藤委員
- ・事務局 五十嵐

・全国農業委員会会長代表者集会

期日：11月29日(木)

場所：東京都「東京メルパルクホール」

出席者：内藤会長

・中越地区農業委員会会長情報交換会議

期日：12月6日(木)～7日(金)

場所：魚沼市「ホテル湯元」

出席者：内藤会長

・農業委員会現地研修会(第2回)

期日：12月11日(火)

場所：新潟市「中之口コミュニティセンター」

出席者：遠藤委員、佐藤委員 事務局：五十嵐

・新潟県担い手経営推進大会

期日：12月20日(木)

場所：新潟市「新潟ユニゾンプラザ」

出席者：内藤会長、遠藤委員、岡田委員、佐藤委員 事務局：五十嵐

議 長 それでは議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、10件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

いずれも、耕作者変更による解約となっております。以上になります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。議案書8ページからご覧ください。
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

申請地は登記、現況地目共に畑となっておりますが、現在は耕作されておられません。この度譲受人が駐車場用地として使用したい、とのことから今回の許可申請に至りました。なお別紙資料の8ページに位置図が、9ページに現場写真が掲載してあります。

農用地区域内では無く、営農条件が良い場所でもありませんが、一方で都市計画法による市街化区域でもない場所にある農地です。第2種農地のうち、その他の農地として許可相当であると考えられます・

以上になります。

議 長 ただいまの説明に関連して、担当地区委員である私の方から現地調査の結果並びに補足説明をいたします。先ほど事務局の説明したとおりです。地元の話では水上バイクの置き場所にするとのことだそうです。許可に関しては特段影響はないと思われま

議 長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

4 番 水上バイクはこの辺りで使用できるのか。

議 長 使用禁止だったかと思います。

議 長 他にご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 以上で議案第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明します。議案書9ページからご覧ください。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、新規24件、再設定14件の申請がありました。なお、新規24件のうち、15件が耕作人変更となっております。

【議案書に基づいて内容を説明】

以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第2号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上になります。

議 長 この件について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議 長 続きまして報告第2号 農用地利用配分計画案について事務局より説明願います。

事務局 報告第2号について説明します。議案書41ページをご覧ください。
中間管理機構である新潟県農林公社が利用権の設定をしている農地につきまして、転貸先の変更がありますので報告となります。

【議案書に基づいて内容を説明】

こちらの農地については平成29年3月22日総会にて農地利用集積計画の承認がされているもので、利用権設定期間は平成29年5月31日から平成40年3月31日までとなっております、これを引き継ぐこととなります。

農用地利用配分計画は新潟県が公告(告示)し、決定することになっており、特に農業委員会での議決事項ではありませんが、中間管理事業を利用した出し手の農地の受人について出雲崎町農業再生協議会で作成した農用利用配分計画案を農業委員会では意見を付せることになっており、委員のみなさんに把握していただくためこの場で報告させていただいております。総会后、農業委員長名により農用地利用配分計画案として農林公社(中間管理機構)へ提出し、農林公社から新潟県へ提出されます。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 以上で報告第2号を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員から発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第17回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

平成31年1月25日

議 長

⑩

議事録署名委員
3 番

⑩

議事録署名委員
4 番

⑩